

令和 7 年度公募型協働推進事業（協働事業）実施要領

1 趣旨

この要領は、盛岡市市民協働推進事業補助金交付要綱（令和 7 年告示第号）第 2 第 2 号に規定する公募型協働推進事業（協働事業）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

市民活動団体等からの企画提案により実施する公益的な事業を支援することにより、市民によるまちづくり活動や協働の推進に資することを目的とする。

3 概要

市は、市民活動団体等から企画提案により実施する公益的な事業を募集し、その中から公募型協働推進事業として選定した事業（以下「選定事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

4 募集する事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる事業。

5 応募要件

- (1) 市民を対象とし、かつ市民ニーズが反映された事業であること。
- (2) 特定の個人や団体の利益に資する事業でないこと。
- (3) 提案する事業が市を含む法人等の補助を受けていないこと。
- (4) 関係する市担当課と、事業の目的や実施内容、役割分担等について協議を済ませていること。
- (5) これまでの選定事業と同一の目的及び内容となる事業の場合は、通算で 3 回以内であること。
- (6) 令和 8 年 3 月 24 日（火）までに事業を完了すること。

6 応募者の資格

- (1) 盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績があり、提案する事業を確実に遂行できる市民活動団体等であること。
- (2) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 実施事業のプロセス、効果、課題等について検証した結果を公表するこ

とについて同意できること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

7 補助対象経費

- (1) 提案する事業を実施するために、直接必要な経費。なお、団体の運営経費は対象外とする。
- (2) ボランティアとして参加する者の賃金は経費に算入しても構わないが、積算するにあたってはその団体が雇用している臨時職員の賃金の単価を使用すること。
- (3) 備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外とする。

8 補助額

補助額は、補助対象経費の5分の4以内とする（その額が40万円を超えるときは、40万円まで）。ただし、補助対象経費が10万円未満の事業については補助対象経費の額、10万円以上12万5,000円以下の事業については10万円とする。

なお、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

9 応募方法

- (1) 応募期限

令和7年5月9日（金）17時（必着）

- (2) 必要書類

次の書類を持参又は郵送で提出すること。

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 団体の概要（様式第4号）

オ 事業実施に向けたチェックシート（様式第5号）

カ 定款、会則又はこれに代わるもの（任意様式）

キ 前年度の事業報告書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から1年に満たない場合を除く。）

ク 前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から1年に満たない場合を除く。）

ケ 参考資料（団体のパンフレット等）

(3) 提出先

盛岡市内丸12番2号 盛岡市市民部市民協働推進課協働推進係

(4) その他

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。

10 選考方法

- (1) 応募された事業は、市民協働推進課において一次審査を行い、応募要件を全て満たしているか確認を行う。なお、書類の差替えは、応募期限の令和7年5月9日（金）17時まで可能とする。

一次審査の結果は、選考委員会の詳細と併せて、応募者及び協働担当課あて文書にて通知する。

- (2) 一次審査で応募要件を全て満たしていることを確認された事業は、市民協働推進事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類及び公開プレゼンテーションを元に審査を行う。選考委員会は5月下旬頃の開催を予定しているが、応募者及び協働担当課は選考委員会に出席すること。

※選考委員会の日程及び審査方法は変更になる可能性あり。

- (3) 選考委員会において上位の評価を受けた事業から順に、予算の範囲内で、選定事業及び補助額を決定する。
- (4) 補助申請額が予算残額を超える場合で、かつ、協働事業とテーマ設定型事業で同順位の事業がある場合は、応募者と協議して補助額を決定する。
- (5) 選考委員会の評価が一定の基準に満たない場合は、予算の範囲内であっても補助金交付対象外とする。

11 選考基準

- (1) 市民のニーズに合っているか。
- (2) 公益的な事業であるか。
- (3) 実現性がある事業計画となっているか。
- (4) 予算の見積もりは適正か。
- (5) 事業実施後の団体の運営に持続性があるか。
- (6) 将来的な事業効果が見込めるか。
- (7) 独創性のある事業であるか。
- (8) 応募者と市が協働することにより相乗効果が期待できるか。

12 関係書類の保管等

選定事業の事業者は、事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、選定事業完了後、5年間保管すること。

13 その他

(1) 選定事業を実施するに当たっての詳細事項について、市との協議が整った後に補助金を交付する。なお、選定後に事業内容の一部変更を申し出た場合、当初計画書及び予算書に記載のない事業に係る費用については、原則として補助対象外とする。

(2) 選定事業の事業者は、事業終了後は、実施事業のプロセス、効果、課題等について検証の上、事業報告書を令和8年3月31日（火）までに市に提出すること。

※選定事業の事業者と市担当課の双方で上記検証を行い、その内容を共有すること。

(3) 市が主催する事例発表会や市公式ホームページ等で、事業の成果などの報告を求めることがあるので協力すること。

(4) 選定事業の実施に際し、「盛岡市市民協働推進事業補助金」を活用した事業であることを公表すること（チラシやパンフレット、ポスターなどの印刷物、看板、成果物に明記すること。）。